

○環境省告示第三十八号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十八条第二号イ及びロ、第三十条第二号イ及びロ並びに同条第三号イ及びロの規定に基づき、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物に関する環境大臣の確認の要件を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十日

環境大臣 大塚 珠代

特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物に関する環境大臣の確認の要件

- 一 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（以下「規則」という。）
  - （第二十八条第二号イ、第三十条第二号イ及び同条第三号イの環境大臣が定める要件は、廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出さ

れた放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）の焼却施設又は公共下水道若しくは流域下水道に係る終末処理場であつて、次のいずれかに該当することとする。

イ 廃棄物の焼却施設にあつては、当該焼却施設から生じたもの（ばいじんを除く。）の事故由来放射性物質（法第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。以下同じ。）による汚染状態が規則第十四条に規定する基準に適合しないおそれが少ないこと。

ロ 公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場にあつては、当該終末処理場から生じた汚泥等の堆積物（当該終末処理場に係る焼却設備を用いて焼却したものに限り、規則第三十条第二号ロに掲げるものを除く。）の事故由来放射性物質による汚染状態が規則第十四条に規定する基準に適合しないおそれが少ないこと。

二 規則第二十八条第二号ロ、第三十条第二号ロ及び同条第三号ロの環境大臣が定める要件は、廃棄物の焼却施設又は公共下水道若しくは流域下水道に係る終末処理場であつて、当該焼却施設又は当該終末処理場に係る焼却施設から生じたばいじんが、次のいずれかに該当することとする。

イ 当該ばいじんが一般廃棄物である場合にあっては、当該ばいじんが一般廃棄物の最終処分場に埋立処分をされる場合であっても、当該最終処分場が規則第三十三条第二号ニに規定する基準に適合しないおそれが少ないこと。

ロ 当該ばいじんが産業廃棄物である場合にあっては、当該ばいじんが廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場に埋立処分をされる場合であっても、当該最終処分場が規則第三十五条第五号イにおいてその例によることとされる規則第三十三条第二号ニに規定する基準に適合しないおそれが少ないこと。